土 木 学 会 論 文 集 特 集 号 ［複 合 構 造］ 投 稿 要 項

（2026.10.19・改訂）

論文集特集号編集小委員会

この投稿要項は，土木学会論文集の特集号［複合構造］への投稿に係る事項を示すものである．本要項に記載されていない事項については，土木学会論文集「通常号」の投稿要項に従うこと．

1. 投稿資格

当該年度に開催される「複合・合成構造の活用に関するシンポジウム」および「FRP 複合構造・橋梁に関するシンポジウム」（以下，両者を総称して「シンポジウム」と言う）の講演集に登載された原稿を対象とする．

特集号への投稿原稿は，特集号への投稿原稿は，シンポジウム論文を基礎として内容を発展・充実させたものとする．この過程において，著者らがシンポジウムに投稿した複数の関連する論文を統合すること，著者順を変更すること，また，追加の解析，実験その他の新たな貢献を行った者を著者として追加することを妨げない．ただし，特集号論文の筆頭著者は，原則として，その基礎となるシンポジウム論文のいずれかの著者に含まれている者とする．なお，これらの統合，著者構成の変更その他の再構成が，本特集号への投稿原稿として妥当でないと編集委員会が判断した場合には，当該原稿を返却する．

本会は主として個人の資格で参加している会員で構成された団体であることに鑑み，原稿は著者個人の名で提出することを原則とする．共同著作された論文・報告の著作権は，著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有される．このため，特集号への初回投稿後は，著者名の表示変更（著者の順番，corresponding author の変更を含む）を認めない．したがって査読中に著者表示に関わる変更があった場合には，当該原稿著者取り下げとする．

2. 原稿提出先

土木学会 複合構造委員会 論文集特集号編集小委員会（以下，「編集小委員会」と言う）．

詳細は 6.(2)投稿の方法を参照すること．

3. 原稿提出期日

原稿の提出期日は，シンポジウム終了日から 4 週間程度とし，毎年公募時に指定する．この期間以外の投稿は一切認めない．ただし討議原稿の受付は，討議の対象とする論文・報告掲載後 6 か月以内とする．詳細は，複合構造委員会のホームページを参照すること．

4. 投稿原稿

著者は土木学会倫理規定（土木技術者の倫理規定）を遵守し，以下と併せて別途定める土木学会論文集の倫理基準に従って論文を作成しなくてはならない．

(1) シンポジウムで発表された講演原稿と完全に同一な論文・報告とはならないように，その内容について，シンポジウムでの討議やその後の知見を加えて内容を充実させた原稿とすること．

(2) 原稿区分

a) 論文

理論的または実証的な研究・技術成果，あるいはそれらを統合した知見を示すものであって，独創性があり，論文として完結した体裁を整えているものとする．

b) 報告

調査・計画・設計・施工・現場計測等の報告で，技術的・工学的に有益な内容を含むもの．

c) 討議

1) 発表された論文，報告に関連した討議者の研究・技術成果．

2) 同じく，発表された論文，報告についての意見または質問．

(3) 原稿の具備すべき条件

投稿原稿の具備すべき条件として考えられるのは，

1) 正確であること
2) 客観的に記述されていること
3) 内容，記述について十分な推敲がなされていること
4) 限られた読者にしか配布されない刊行物，資料に発表された内容をもとに，新たな知見も加味するなどして再構成されていること
5) 他学協会誌等へ二重に投稿していないこと（土木学会論文集通常号を含む）

の 5 点があげられる．本特集号で対象とする論文・報告の内容はシンポジウムにて既発表となるが，シンポジウムの講演集・講演概要集は 4)で記した「刊行物，資料」に該当するものと見なす．

なお，ひとつの論文・報告は，それだけで独立しており，完結したものでなければならない．非常に大部な論文・報告を連載形式で掲載することはできない．

(4) 原稿のまとめ方

1) 原稿は次のようにまとめること．目的を明示するとともに，重点がどこにあるかが容易にわかるように記述すること．
2) 既往の研究・技術との関連を明らかにすること．すなわち，従来の研究・技術のどの部分を発展させたのかどのような点がユニークなのかを示すこと．
3) 原稿は要点をよくしぼり，簡潔に記述すること．

 原稿は，例えば次のような順序で記述するとよいと考えられる．

 ① 目　　的
 ② 方　　法
 ③ 結果と考察
 ④ 結　　論

4) 論文・報告のタイトルは簡潔で，その内容を十分に明らかに表現するものとし，(3) - 4)で記した「刊行物，資料」に発表した内容とは異なるタイトルとすること．長い原稿を分割して，その 1，その 2･･･とする連載形式は認めない．

(5) 言語

投稿原稿は，和文に限る．　(2026 年度以降，本特集号では英文による投稿を受け付けない．)

(6) 掲載料

a)論文，b)報告の掲載にあたって，著者はページ数に関わらず 38,500 円（税込）の経費を掲載料として負担すること．ただし，第 1 著者が土木学会の非会員の場合は 11,000 円（税込）を加算する．

5. 査読

(1) 査読の目的

投稿原稿が，土木学会論文集に掲載される原稿として，ふさわしいものであるかどうかを判定するための資料を提供することを目的として査読が行われる．査読に伴って見出された疑義や不明な事項について修正をお願いすることがある．

ただし，原稿の内容に対する責任は本来著者が負うべきものであり，その価値は一般読者が判断すべきものである．また，編集委員会委員および査読者は別途定める土木学会論文集の倫理基準に従って論文を審査，査読しなくてはならない．

(2) 査読手続

投稿原稿に対し，編集小委員会は査読を行って登載の可否を決定する．原稿の内容については，原則 1 回のみ修正を求めることがあるが，十分な修正がなされていない場合は，再度修正を求めることや原稿を返却することがある．また，登載通知後に原稿の体裁の修正を求めることがある．

(3) 査読員

査読は編集小委員会の指名した査読員が行う．原則として 3 名の査読員を選定する．

(4) **査読の方法**

査読は原則として土木学会論文集査読要項に従い，複合構造の分野における(1)**新規性**，(2)**有用性**，(3)**完成度**，(4)**信頼度**について客観的に評価される．

(5) **登載の条件**

登載可否の判定は，査読結果に基づいて編集小委員会で行う．修正意見があれば，編集小委員会で検討のうえ，修正依頼を行う．修正意見に対して著者が十分な回答を行ったかどうかは，編集小委員会で判断する．

なお，登載可とする判定結果の通知後に原稿の体裁の修正を依頼することがあるが，それに対して所定の期日までに修正原稿が提出されない場合は登載を見送ることがある．

(6) **討議**

討議の内容が編集小委員会によって適当と判断された場合には，原著者に回答依頼をする．回答原稿が提出され，編集小委員会によって両者の内容が適当と判断された時点で掲載する．

6. 投稿原稿の書き方

(1) 投稿原稿の書き方は，通常号の投稿要項を参照のこと．

(2) **投稿の方法**

論文・報告の投稿は，新規原稿・修正原稿を問わず，全て電子投稿（WEB 投稿）に限るものとする．投稿する際は，土木学会ホームページあるいは複合構造委員会ホームページにアクセスし，投稿申し込み画面にて必要事項を記入したうえで，PDF 化した論文をインターネットより投稿する．投稿の際には，システム上の「コメント欄」に，シンポジウムにおける講演番号とタイトルを記入すること．

投稿は，corresponding author が行い，corresponding author は原稿が審査を経て最終的に掲載されるまで，責任を持って対応できる著者が行うものとする．

7. 公表された論文の誤植訂正

刊行後判明した著者の責任による軽微な誤植については，訂正記事の掲載はしないため，原稿作成にあたっては十分注意すること．なお，内容の理解にかかわる重大な訂正については，最終的には編集小委員会で判断するが，訂正記事を掲載する方向で対応する（有料）．

8. 著作権の帰属（譲渡）

通常号の投稿要項を参照のこと．

9. その他

- 投稿原稿は，電子投稿後，受付番号が通知された日付を受付日とし，REFERENCES の後に，日付を(Received July 1, 20XX)のように書く．
- 投稿原稿は，採択が通知された日を登載可決定日とし，受付日の後に日付を(Accepted July 1, 20XX)のように書く．
- 投稿原稿は，体裁上最小限必要とされる条件が満足されているかどうかのチェックがなされ，これが満足されていない場合は不採択となる場合がある．
- 個々の原稿についての査読員名および査読内容は一切公表しない．
- 登載可決定後，指定期間内に最終原稿が提出されない場合，登載可決定が取り消され却下されることがある．
- 最終原稿提出後，掲載論文作成に伴う校正依頼に速やかに対応がなされない場合，登載可決定が取り消され却下されることがある．
- 投稿原稿の受付に関する問合せは下記の係まで照会すること．ただし，1) 編集小委員会の開催日程，2) 投稿原稿の審査状況などについては，事務局では回答できない．2)について，必要な場合には，編集小委員会宛に問合せすること．

土木学会　複合構造委員会　論文集特集号編集小委員会
E-mail：　fukugou-ronbun@jsce.or.jp

付記

本要項は 2022 年 11 月 2 日以降に受け付ける原稿に適用する.

2013 年（平成 25 年） 6 月 20 日 制定
2015 年（平成 27 年） 7 月 31 日 一部修正
2017 年（平成 29 年） 9 月 26 日 一部修正
2019 年（令和元年） 9 月 18 日 一部修正
2020 年（令和 2 年） 9 月 17 日 一部修正
2021 年（令和 3 年） 9 月 29 日 一部修正
2022 年（令和 4 年） 10 月 6 日 一部修正
2023 年（令和 5 年） 10 月 16 日 一部修正
2024 年（令和 6 年） 1 月 24 日 一部修正
2025 年（令和 7 年） 10 月 20 日 一部修正
2026 年（令和 8 年） 10 月 19 日 一部修正